

令和6年度

地 有 市 市 間 座  
札 入 争 競 一 般  
領 要 施 実

この入札に参加を希望される方は、「要領」をよく御覧になり内容を十分把握した上でお申込みください。



座間市

財務部

資産経営課

## 一般競争入札による市有地売却スケジュール

- 1 公 表 令和6年11月20日(水)市のホームページで公表  
(窓口での書類配布期間) 令和6年11月20日(水)～12月20日(金)

↓

- 2 現 地 説 明 会 令和6年12月3日(火)

↓

- 3 参 加 受 付 令和6年11月20日(水)～12月20日(金)午後4時まで  
資産経営課に郵送又は直接持参してください。

↓

- 4 書 類 審 査 令和6年11月20日(水)～12月27日(金)  
市より入札参加資格通知書を送付します。

↓

- 5 入 札 令和7年1月24日(金)  
入札保証金を銀行振出小切手で持参してください。

↓

- 6 契 約 締 結 令和7年2月4日(火)まで  
契約保証金を納めた領収書を持参してください。

↓

- 7 売 買 代 金 令和7年2月28日(金)正午まで  
契約金額を一括納付してください。

↓

- 8 登 記 令和7年3月末(予定)  
市が囑託にて所有権移転登記を行います。  
登記までに登録免許税を納めた領収書を持参してください。  
登記完了後に登記識別情報及び登記簿謄本を引き渡します。

# 令和6年度 座間市市有地一般競争入札のご案内

次のとおり令和6年度座間市市有地の一般競争入札を執行します。入札に参加する方は内容を十分把握の上、各項目の遵守をお願いいたします。

## 1 入札内容

### 物件（入札における土地所在、地番、地目及び最低価格）

物件番号	物件所在地	台帳地目	面積（㎡）		最低売却価格 （円）
			公簿	実測	
R6-1	栗原中央四丁目4511番1	宅地	1919.23	1919.23	¥152,235,000
R6-2	座間二丁目1249番 外6筆	宅地・ 雑種地	2575.02	2573.61	¥118,190,000

※ 物件番号【R6-1】は建物が土地に定着しています。最低入札価格は更地価格 236,065,000 円から建物の除却見込費用 83,830,000 円を差し引いた額です。なお、建物は4棟で延べ床面積は 1,552.88 ㎡です。【(110.92+277.30) ㎡×2階×2棟】

※ 本件市有地売払い物件は、現状での引渡しとなります。市は、立竹木の伐採、除草、地上・地下工作物等の物件内の動産類やごみなどの撤去は行いません。

※ 市は、「土地売買契約書（案）」第10条（別紙一2）記載のとおり、契約不適合責任を一切負いません。

## 2 参加資格

### 入札参加資格

- ① 日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人
- ② 座間市未利用市有地売払い実施要綱第5条（別紙一1）に該当しない方

※なお、申込必要書類（本要領5（2））に不備がありますと入札に参加できなくなります。

## 3 入札関係書類の取得

### 書類の入手方法

- ① 配布期間：令和6年11月20日（水）～12月20日（金）
- ② 配布場所：座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所資産経営課（市役所4階北側）
- ③ 配布時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後4時

※市のホームページからもダウンロードできます。

## 4 現 地 説 明 会

### (1) 開催日時

令和6年12月3日(火)

R6-1	栗原中央四丁目 4511 番 1	午後 2 時～2 時 15 分
R6-2	座間二丁目 1249 番 外 6 筆	午後 2 時 30 分～2 時 45 分

### (2) 現地説明会に当たっての注意事項等

- ① 開始時間までに現地へ集合してください。
- ② 開催時間は、ずれ込むことがあります。
- ③ 現地には駐車場がありません。各々移動方法等を御検討の上お越してください。駐車等に関するトラブルは、市では一切責任を負いません。
- ④ 現地説明会に参加されなくても入札には参加できますが、各種事項は全て御理解されているものとみなします。関係公簿等を閲覧するほか、現地及び諸規制について十分な調査及び確認を行った上で入札に参加してください。
- ⑤ 本件市有地売り払い物件は、各自の責任において事前に御確認いただいても構いません。

## 5 参 加 受 付

### (1) 受付期間

期間：令和6年11月20日(水)～12月20日(金)

※土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時～午後4時

### (2) 申込必要書類

- ① 「市有地一般競争入札参加申込書」(様式一1)  
※複数入札申込みの場合は、各1部提出してください。
- ② 「誓約書」(様式一2)
- ③ 「市税納付状況確認同意書」(様式一3)  
※市外の方は「市外の方の納税状況確認書類」(別紙一4)を参照の上、直前2か年分の**納税証明書**を提出してください。
- ④ 「提出書類チェックリスト」(様式一4)
- ⑤ 印鑑登録証明書(共有の場合、全員各1通) ※3か月以内のもの
- ⑥ 住民票(個人の場合)又は履歴事項全部証明書(法人の場合) ※3か月以内のもの

### (3) 提出方法

持参又は郵送(12月20日(金)午後4時必着)

※電話、FAX、Eメールなどによる申込みはできません。

※「提出書類チェックリスト」(様式一4)で封入漏れを確認後、記名押印して提出してください。

#### (4) 受付場所

座間市 財務部資産経営課施設マネジメント係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所4階

### 6 書類審査

#### 書類審査・入札参加資格通知書の送付

- ① 申込み資格の確認のため、座間市市税担当課及び神奈川県警察本部に、記載内容の照会をします。
- ② 入札参加申込書等の書類審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、令和6年12月27日(金)までに「市有地一般競争入札参加資格決定通知書」(様式-5)を送付します。入札に参加する際に必要ですので大切に保管してください。  
※期日までに到着しない場合は、担当まで御連絡ください。
- ③ 連名による申込みの場合は、代表者宛てに送付します。
- ④ 書類審査の結果、入札参加資格を有しないと認められた場合は入札には参加できません。その際は「市有地一般競争入札参加資格喪失通知書」(様式-6)にて通知します。

### 7 入札

#### (1) 開催日時

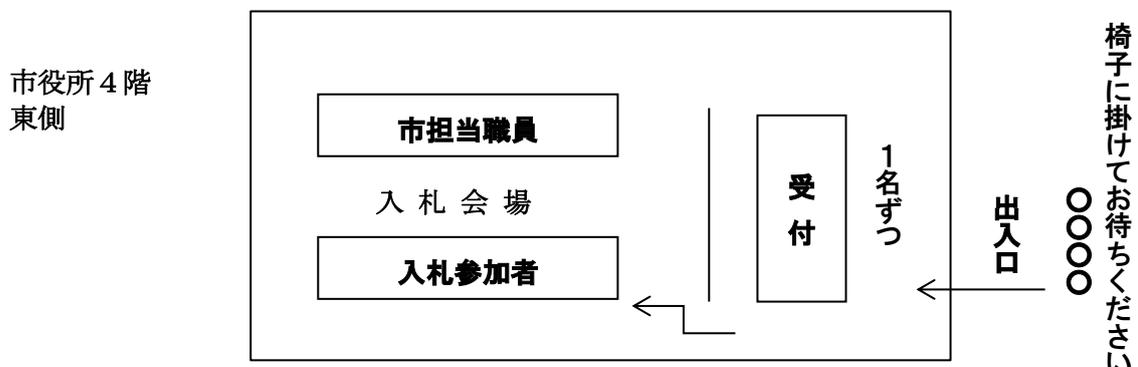
令和7年1月24日(金)

物件番号	物件所在地	入札時間	
		受付時間	入札開始時刻
R6-1	栗原中央四丁目4511番1	午前10時～10時15分	午前10時20分
R6-2	座間二丁目1249番外6筆	午前11時～11時15分	午前11時20分

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。

#### (2) 開催場所

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所 4階 4-3会議室



### (3) 落札者決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が市の最低入札価格以上かつ最も高額な価格で入札した者を落札者とします。
- ② 該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。該当者は「くじ」を辞退することはできません。
- ③ 入札は1回のみです。

### (4) 入札保証金

- ① 入札保証金として入札金額の100分の3以上の額の銀行振出小切手を持参してください。受付で確認します。
- ② 入札保証金の銀行振出小切手は、「銀行振出小切手についてのお願い」(別紙-3)を参照してください。
- ③ 落札者は入札終了後、市職員とともに市役所1階横浜銀行窓口にて入札保証金を納付してください。
- ④ 入札保証金の銀行振出小切手は、入札時に市職員が預かりますが、落札できなかった方には、入札後速やかに返還します。

### (5) 入札時の持参品

- ① 市有地一般競争入札参加資格決定通知書(様式-5)
- ② 委任状(様式-7)(代理人又は法人の代表権のない方が入札に参加される場合)  
連名による申込みで、その連名者全員が入札日に参加しないときは、入札に参加する代表者又は代理人に対し連名者全員の委任状が必要となります。
- ③ 入札書(様式-8)  
入札書は封かんし、持参してください。特に封筒の色、大きさの指定はありませんが、中身が透けて見えないものを使用してください。
- ④ 本人確認書類  
犯罪による収益の移転防止法に関する法律に基づき、入札に参加する代表者若しくは代理人は、運転免許証またはマイナンバーカード、あわせて法人の方は社員証の御提示及びその写しの御提出をお願いします。
- ⑤ 入札保証金(銀行振出小切手で入札金額の100分の3以上の金額)

### (6) 入札に当たっての注意事項

- ① 受付にて入札保証金等、指定の持参品を持参しているか確認します。  
指定の持参品を持参していないことが確認された場合は、入札無効と判断します。
- ② 入札後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え又は引換え並びに入札の撤回をすることはできません。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、その入札した者の入札行為を無効とします。
  - ・ 入札に参加する資格がない者が入札した場合
  - ・ 1物件につき、1入札資格者が一度に2通以上の入札書を提出した場合
  - ・ 所定の入札保証金を持参しない者が入札した場合
  - ・ 代理権の確認を受けていない代理人が入札した場合

- ・ 1物件につき2件以上の代理をした者が入札した場合（共有名義の場合は除きます。）
- ・ 入札書の金額を訂正した場合
- ・ 入札金額、氏名等について確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別し難い場合
- ・ 入札時に市の担当職員の指示に従わなかった入札参加者が入札した場合
- ・ 入札参加者が不正な行為を行った場合
- ・ 郵送によって提出した場合
- ・ 前記に掲げるもののほか、本要領に規定する入札に関する条項に違反した場合

## （7） 入札結果の公表

入札結果は、市のホームページで公表します。

# 8 契 約 締 結

## （1） 契約の手続

- ① 落札者には、入札当日の落札決定後、契約の手続について説明します。
- ② 落札者は金額を確認し、市職員とともに市庁舎1階横浜銀行窓口にて納付してください。
- ③ 落札者には「入札保証金納付証明書」（様式一9）を交付します。
- ④ 入札保証金は契約保証金に充当します。「入札保証金充当依頼書」（様式一10）を提出してください。
- ⑤ 落札者は、契約締結の際に売買代金の100分の10相当の金額を契約保証金としてお支払いいただきます。（契約保証金には利息は付加しません。）
- ⑥ 契約保証金の入金確認後に、「契約保証金納付証明書」（様式一11）をお渡しします。
- ⑦ 落札者は「土地売買契約書」により、令和7年2月4日（火）までに契約を締結してください。  
 ※「土地売買契約書（案）」（別紙一2）を御参照ください。  
 ※土地売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。連名で参加した場合は、必ず申込者全員の名義で締結してください。
- ⑧ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、納付している入札保証金は市に帰属します。
- ⑨ 落札者は、契約締結の際に土地売買契約書（座間市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙を提出してください。
- ⑩ 契約保証金を売買代金へ充当するため、「契約保証金充当依頼書」（様式一12）を提出してください。
- ⑪ 落札者は、契約日までに所有権移転嘱託登記に必要な登録免許税を納付してください。  
 入札日にお渡しする登録免許税納付書にて契約日までに納付し、領収書を持参してください。  
 ※領収書は原本を登記書類に添付するため返却できません。

## (2) 契約に必要な金額

物件番号	物件所在地	契約に必要な金額		
		契約保証金	契約書貼付 (収入印紙)	登録免許税 (契約日までに納付)
R6-1	栗原中央四丁目 4511 番 1	契約金額の 100 分の 10 以上	60,000 円分	課税標準額×1.5%
R6-2	座間二丁目 1249 番 外 6 筆		60,000 円分	課税標準額×1.5%

※契約書貼付収入印紙は、最低価格によるものであり、契約金額によって変更となる場合があります。

※登録免許税は課税標準額×適用税率となります。

## (3) 契約に付す条件

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供することはできません。
- ② 座間市暴力団排除条例（平成 23 年座間市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者の事務所の用に供することはできません。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員の事務所の用に供することはできません。
- ④ ①～③のいずれかの条件のように供されることを知りながら、所有権を第三者に移転又は貸出しすることはできません。
- ⑤ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を遵守すること。
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、「土地売買契約書（案）」（別紙一 2）に記載の条件を遵守すること。

## 9 売 買 代 金

### 売買代金の支払

令和 7 年 2 月 28 日（金）正午までに、市が発行する納入通知書により、売買代金のうち、契約保証金から差し引いた残金を一括納付してください。

※市へ報告なく売買代金が期限までに完納されないときは、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は市に帰属します。

※支払期限を遅延した場合は、売買代金に法定利率の割合を乗じて計算した金額が遅延利子として付加されます。

## 10 所有権移転

### 土地の引渡し・所有権移転

- ① 所有権移転の登記手続きは、売買代金の納付を確認した後に市が嘱託登記を行い、登記完了後に市から落札者に登記識別情報を渡します。(令和7年3月末予定)  
※売買代金納付確認後から引渡しまで、1か月半程度を要する場合があります。
- ② 市では、嘱託登記により所有権移転のみを行います。
- ③ 落札者は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ④ 連名で売買契約を締結した物件は、連名者全員の名義（共有名義）で所有権移転の登記をします。

## 11 その他

### (1) その他注意事項

- ① 開札前に、天災その他やむを得ない理由により、入札を執行することができないときは、入札の執行を延期又は取消しをすることがあります。なお、この場合は入札のために要した費用を市に請求することはできません。
- ② 所有権移転後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担となります。
- ③ 落札者は、売買契約をした後、物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減額若しくは損額賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- ④ 不動産取得後は、不動産取得税及び固定資産税・都市計画税が課税されます。  
※入札物件は特例控除等の対象ではないので、税金の控除は一切ありません。
- ⑤ 建物を建築する場合には、都市計画法、建築基準法及び県、市の関係条例等により指導がされます。入札参加前に関係機関に御相談をお願いします。

### (2) 問合せ先

- ① 入札に関すること：座間市役所 財務部 資産経営課 施設マネジメント係  
電話 046-252-7027 (直通)
- ② 税金に関すること：大和税務署  
電話 046-262-9411 (代表)
- ③ 登記に関すること：横浜地方法務局 大和出張所  
電話 046-261-2645 (代表)



# 契約手続に係るフローチャート

## 入札（令和7年1月24日）

契約金額確定100/100  
入札保証金3/100を納付していただきます。



入札保証金納付証明書をお渡しします。



## 契約締結（令和7年2月4日まで）

入札保証金充当依頼書を提出していただきます。  
入札保証金を契約保証金に充当させていただきます。  
契約日までに契約保証金のうち7/100を納付していただきます。  
契約保証金納付領収書を提示していただきます。  
契約保証金納付証明書をお渡しします。  
入札保証金納付証明書を返却していただきます。



## 売買代金（令和7年2月28日まで）

契約保証金充当依頼書を提出していただきます。  
契約金額90/100を納付していただきます。



## 所有権移転（令和7年3月末）（予定）

市が囑託にて所有権移転登記をします。  
登録免許税を納付していただきます。  
登録免許税納付領収書を提出していただきます。